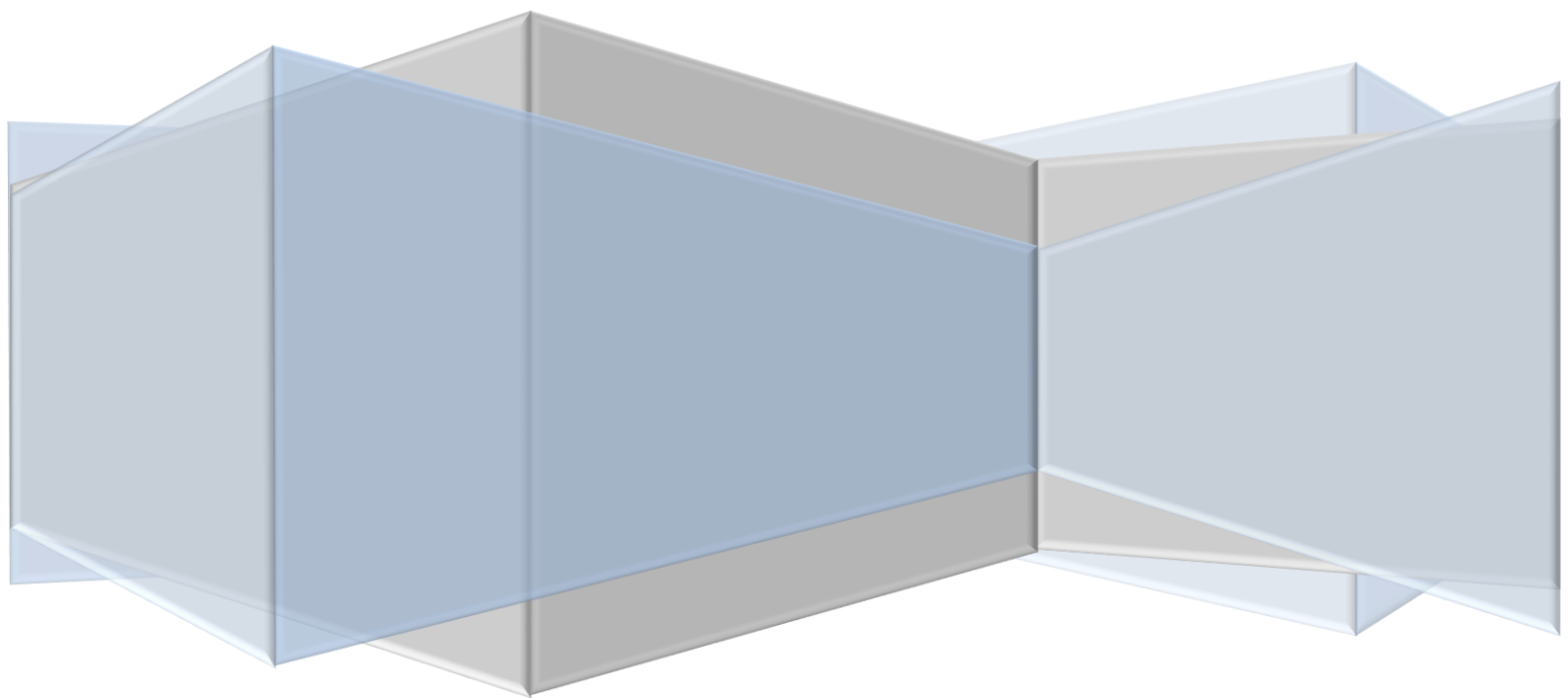


西東京市

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付



1 軽度者の福祉用具貸与の取扱い

(介護予防) 福祉用具貸与の対象となる種目及びその対象者は、表1のとおりです。

軽度者(要支援1・2又は要介護1)は、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト及び自動排泄処理装置について、原則として保険給付の対象外です。ただし、利用者の状態像に応じて利用が想定される場合には、貸与が可能であり、その妥当性については、要介護認定の認定調査(基本調査)の直近の結果を活用して、次のとおり行います。

- ① 表2により、基本調査の直近の結果を確認し、客観的に判定する。
- ② ただし、ア(二)及びオ(三)については、該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより支援事業者が判断することとなる。

また、表2にかかわらず、次の状態像に該当することが医師の医学的所見(主治医意見書・診断書等)にもとづき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であると判断される場合は、市町村は書面等確実な方法により確認することで、福祉用具貸与の要否を判断できます。

- (1) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表2の「貸与の対象となる者」に該当する者
- (2) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに表2の「貸与の対象となる者」に該当するに至ることが確実に見込まれる者
- (3) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表2の「貸与の対象となる者」に該当すると判断できる者

表1 福祉用具貸与の種目および貸与対象者

種目	貸与対象者			
	要支援1・2	要介護1	要介護2・3	要介護4・5
車いす	×	×	○	○
車いす付属品	×	×	○	○
特殊寝台	×	×	○	○
特殊寝台付属品	×	×	○	○
床ずれ防止用具	×	×	○	○
体位変換器	×	×	○	○
手すり	○	○	○	○
スロープ	○	○	○	○
歩行器	○	○	○	○
歩行補助つえ	○	○	○	○
認知症老人徘徊感知機器	×	×	○	○
移動用リフト(つり具の部分を除く)	×	×	○	○
自動排泄処理装置(※)	×	×	×	○

※尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行うものが容易に使用できるもの(交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの)を除く。)

表2 軽度者における貸与対象者

種目	貸与の対象となる者 (厚生労働大臣が定める者のイ)	基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 歩行 「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 起き上がり 「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 意思の伝達 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は、基本調査3-2～3-7 記憶・理解のいずれか 「2. できない」 又は基本調査3-8～4-15 問題行動のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、 認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 移動 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 立ち上がり 「3. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 移乗 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 排便 「4. 全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 移乗 「4. 全介助」

2 軽度者への福祉用具貸与状況確認票について

西東京市では、表1・2を用いて確認した結果、福祉用具の貸与が保険給付の対象とならなかった場合、軽度者への福祉用具貸与状況確認票（以下、「状況確認票」という。）を提出していただき、福祉用具貸与の要否を判断しています。提出された状況確認票により必要性が認められた場合には、福祉用具の貸与が保険給付の対象となります。状況確認票の提出が必要な場合かどうか、以下の流れで確認してください。

① 貸与する福祉用具の種目が、軽度者に対して、保険給付の対象となるものであるか表1を用いて確認してください。

保険給付の対象でない場合 → ②へ

保険給付の対象である場合 → 状況確認票の提出は不要です。

② 要介護認定の認定調査（基本調査）を確認し、表2を用いて、貸与の対象となる者であるか確認してください。

貸与の対象となる者に非該当 → ③へ

貸与の対象となる者に該当 → 状況確認票の提出は不要です。軽度者であっても、表2から貸与の対象となる者に該当した場合は、保険給付の対象となります。当該確認に用いた文書とサービス担当者会議の記録等を併せて保存してください。

※ 車いす及び車いす付属品、移動用リフト（つり具の部分を除く。）については、基本調査の結果が表2に定める状態でない場合には、サービス担当者会議で必要性を判断してください。状況確認票の提出は不要です。

③ 医師の判断により次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、状況確認票を市へ提出してください。

- (1) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表2の「貸与の対象となる者」に該当する者
- (2) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに表2の「貸与の対象となる者」に該当するに至ることが確実に見込まれる者
- (3) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表2の「貸与の対象となる者」に該当すると判断できる者

3 状況確認票の作成について

市が行う福祉用具貸与の要否は、提出された状況確認票及びその添付書類から、医師の医学的所見とサービス担当者等の介護側の意見を勘案して判断されます。状況確認票の作成については、以下に留意して行ってください。

① 被保険者の状態像の記入は、医師の医学的所見に基づき行ってください。判断の根拠となった記録は添付書類として提出が必要となります。提出方法は、以下のとおりです。

(1) 主治医意見書等の書面を提出

医師の同意ではなく必要性の判断が必要になるので、照会を行う場合は、医師のサインだけでなく、福祉用具貸与が必要な理由も必ず記入していただく。

(2) サービス担当者会議の要点（第4表）に医学的所見を記載しておく

主治医意見書等の書面を提出することが困難な場合は、ケアマネジャー又は介護予防支援

事業所の担当職員が医師から聴取した意見・内容をサービス担当者会議の要点（第4表）に記入すれば足りるとしています。ただし、疾病その他の原因およびそれに起因する状態像を具体的に記載してください。

- ② サービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントにより、福祉用具が必要であるかを検討してください。サービス担当者会議の要点（第4表）を添付書類として提出が必要となります。

上記の①②を確認した後、状況確認票及び添付書類を高齢者支援課に提出してください。

市で必要性について確認し、結果については、担当者より電話連絡します。連絡を受けた旨をケアプランに記載し、関連書類と併せて保存してください。

4 軽度者に対する福祉用具貸与 Q&A

Q1 主治医とは主治医意見書を書いた医師のことか。

A1 主治医とは、利用者の身体状況を把握している医師のことであり、主治医意見書を書いた医師に限定されません。

Q2 状況確認票を提出してからどれくらいで結果がでるのか。

A2 受付日より概ね 1 週間以内でケアマネジャー又は介護予防支援事業所の担当職員に電話連絡します。確認票に関しては余裕をもって提出願います。なお、連絡を受けた旨を必ずケアプランに記載し、関連書類と併せて保存してください。

Q3 介護認定区分が変更となった場合に状況確認票の再提出は必要か。

A3 状況確認票の再提出は、利用者の状態像に変化があった場合もしくは利用していた福祉用具に変更があった場合です。介護認定区分の変更は、利用者の状態像に変化があった場合に該当すると思われるため、状況確認票の再提出が必要です。

Q4 介護認定の更新時に状況確認票の再提出は必要か。

A4 利用者の状態像の変化は、介護認定有効期間と一致しないため、状態像に変化等なければ状況確認票の再提出は不要です。

Q5 状況確認票を提出する前に貸与が必要な場合はどうしたらよいか。

A5 認定申請（新規申請、区分変更申請）をして早急に必要になった場合や利用者の状態像の急変等の理由により緊急に福祉用具貸与が必要になった場合については、以下のとおりとする。

新規申請中	認定決定日以降に状況確認票を市へ提出 給付については利用開始日まで遡及 (ただし最大⇒新規申請日まで)
区分変更申請中	認定決定日以降に状況確認票を市へ提出 給付については利用開始日まで遡及 (ただし最大⇒区分変更申請日まで)
退院と同時に必要	退院から 30 日以内に状況確認票を市へ提出 給付については利用開始日まで遡及
状態像の急変	急変から 30 日以内に状況確認票を市へ提出 給付については利用開始日まで遡及

※提出が遅れると保険給付対象外の期間が発生する場合があります。

福祉用具が必要となる主な事例内容（例）

事例類型	必要となる福祉用具	事例内容
I 状態の変化	<ul style="list-style-type: none"> ● 特殊寝台 ● 床ずれ防止用具・体位変換器 ● 移動用リフト 	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・憎悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、日によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 特殊寝台 ● 床ずれ防止用具・体位変換器 ● 移動用リフト 	重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要となる。
II 急性増悪	<ul style="list-style-type: none"> ● 特殊寝台 ● 床ずれ防止用具・体位変換器 ● 移動用リフト 	末期癌で、認定調査時は何とか自立しているが、急激に状態が悪化し、短時間で告示の定める福祉用具が必要となる。
III 医師禁忌	● 特殊寝台	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも支持されている。
	● 特殊寝台	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	● 特殊寝台	重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	● 床ずれ防止用具・体位変換器	脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。
	● 移動用リフト	人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。

※ 事例内容（例）で示した疾病名については、福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像に該当する可能性があるものを例示したものにすぎず、例示されていない疾病名であっても、給付の対象となることがあります。

※ また、逆に例示されている疾病名であっても、必ずしも福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像に該当するとは限りません。